

自治会・町内会等の

法人化の手引書

令和5年4月

神戸市

(問い合わせ先)

地域協働局 地域活性課

(TEL 078-322-5170)

目 次

1 自治会・町内会等の法人化とは	1 ページ
2 地方自治法の条文	1 ページ
3 地方自治法の趣旨	1 ページ
4 申請できる地縁による団体	2 ページ
5 認可の要件	2 ページ
6 認可申請手続等の流れ	6 ページ
7 地縁による団体での手続	7 ページ
8 認可申請書及び添付書類の作成	8 ページ
9 市長の認可	9 ページ
10 認可されたときの告示	9 ページ
11 証明書の交付請求等	10 ページ
12 規約の変更の認可申請	10 ページ
13 告示事項の変更の届出	11 ページ
14 認可の取消しと解散	11 ページ
15 認可地縁団体の事務	12 ページ
16 認可地縁団体の性格	15 ページ
17 認可地縁団体の代表者等に係る印鑑の登録及び証明	16 ページ
18 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例	17 ページ
19 その他	20 ページ
様式 1 地縁による団体の認可申請書	21 ページ
様式 4 地縁による団体の認可の告示	23 ページ
様式 5 地縁団体台帳	24 ページ
様式 6 地縁による団体の認可等のお知らせ	26 ページ
様式 7 地縁による団体の不認可の通知	27 ページ
様式 8 認可地縁団体証明書交付請求書	28 ページ
様式 9 地縁団体台帳閲覧請求書	29 ページ
様式 10 規約変更認可申請書	30 ページ
様式 11 規約変更認可のお知らせ	31 ページ
様式 12 規約変更不認可の通知	32 ページ
様式 13 告示事項変更届出書	33 ページ
様式 14 告示事項変更届出の告示	34 ページ
様式 15 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	35 ページ

様式 16 公告結果（承諾）の情報提供について	36 ページ
様式 17 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書	37 ページ
様式 18 公告結果（異議申出あり）通知書	38 ページ

別紙 1 規約作成例	39 ページ
別紙 2 議事録作成例	47 ページ
別紙 3 地縁による団体の代表者の承諾書作成例	48 ページ
別紙 4 代表者の職務執行の停止等の有無に関する書類作成例	49 ページ
別紙 5 区域内の人口及び世帯数を記載した書類作成例	50 ページ
別紙 6 財産目録作成例	51 ページ

参考法令等

1 地方自治法第260条の2から第260条の48 （地方自治法施行令及び地方自治法施行規則を含む）	53 ページ
2 神戸市認可地縁団体印鑑条例	77 ページ
3 認可地縁団体と団地管理組合法人の比較表	81 ページ

1 自治会・町内会等の法人化とは

いわゆる自治会・町内会等は、地方自治法上「地縁による団体」とよばれ、市長の認可を受けることで、法人格を持ち、法律上の権利義務の主体となることができるようになります。

2 地方自治法の条文

【第260条の2第1項】

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

3 地方自治法の趣旨

地域的な共同活動は、地縁による団体が任意団体として行うことも可能ですが、市長の認可を受け、法人格を取得する目的としては、

- ①不動産又は不動産に関する権利等の保有
- ②継続した活動基盤の確立
- ③法人が契約主体となることによる事業活動の充実化
- ④法律上の責任の所在の明確化
- ⑤個人財産と法人財産との混同防止
- ⑥対外的な信用の獲得

などが挙げられます。

これらの目的は、いずれも地縁による団体が地域的な共同活動を円滑に行うことにつながるものであり、このために、地縁による団体が市長の認可を受け、法人格を持つことができる制度を設けています。

【参考】不動産登記の例

自治会・町内会等が保有する集会施設等の財産管理について、会長や役員の方々などの個人又は共有の名義で登記されている場合、

- ①登記名義者の債権者が不動産を差し押さえ、競売してしまった。
- ②登記名義者が死亡した場合に相続人との間で所有権の争いが生じた。

- ③登記名義者が死亡した場合に相続人が多数いたり、遠隔地に居住していたりして手続が遅延した。
- ④多数人による共有として登記しているため、移転登記を行わないでいるうちに相続人が特定できなくなってしまった
- ⑤役員による共有として登記しているため、役員変更の都度、変更登記しなければならない、手続が煩雑で、登記にかかる経費が負担となる。

など、様々な問題が生じる可能性があります。

このような団体名義での不動産登記等ができないことによる保有不動産等をめぐるトラブルを防止して、自治会・町内会等が活動し易くするため、市長の認可を受け、法人格を持つことにより、団体名義で不動産登記等ができる制度です。

4 申請できる地縁による団体

- (1) 申請できる地縁による団体は、町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体です。
- (2) 認可の対象は、いわゆる自治会、町内会等の一定の区域に住所を有するという「つながり」に基づいて組織された地縁による団体に限られ、スポーツや芸術などの特定活動だけでなく、広く地域的な共同活動を行うものである必要があります。

5 認可の要件 4つ

- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

ア 「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動」とは、地縁による団体が現に行っている次のような活動を総称するもので、特段これまでと異なった活動を念頭においているものではありません。

- (ア) 回覧板、会報等の住民相互の連絡
- (イ) 集会所の維持管理
- (ウ) 清掃及び美化
- (エ) 市に対する要望等
- (オ) 盆踊り、お祭り、敬老会等の行事
- (カ) 慶弔
- (キ) 街路灯及び防犯灯の設置
- (ク) 防災及び防火
- (ケ) 交通安全及び防犯
- (コ) 趣味及びレクリエーション活動等の文化活動

- イ 活動内容のうち、「住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理」を掲げているのは、代表的な内容として例示したものです。
- ウ スポーツ活動のみとか、芸術活動のみとかというように活動内容が特定分野のみである場合は、「良好な地域活動の維持及び形成に資する地域的な共同活動」とは解されません。
- エ 「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的」としているか否かは、団体の規約に掲げられている目的により判断します。
- オ 「現にその活動を行っている」と認められること」は、地縁による団体の活動の実績を示す書類等により確認します。

(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

- ア 「区域」は、その地縁による団体の構成員のみならず市内のその他の住民にとっても容易にその区域が認識できる区域であることが必要です。
- イ 区域の表示は、町・字・地番又は住居表示が考えられます。
- ウ この区域は、その地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によります。
 - (ア) 「相当の期間」とは、一般的には認可申請を行う地縁による団体が、その区域において安定的に存在していると認められる期間をいいますが、具体的には、2年以上とします。したがって、新設の地縁による団体は、その存続が2年に満たないのであれば、認可できません。
 - (イ) 認可の対象となる地縁による団体の区域は、現に存在している地縁による団体の区域の現況によります。決して新たな区域の設定・変更につながるものではありません。
 - (ウ) 地縁による団体が、客観的にも実質的にも存在しているという実態が権利能力付与の前提です。
- エ 区域が他の地縁による団体の区域と重複する場合は、十分に調整してください。

(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

- ア 地縁による団体の構成員は、「区域に住所を有する」個人で、区域に住所を有すること以外には年齢、性別、国籍等の条件は付けられません。
- イ 構成員はあくまで「区域内に住所を有する個人」に限られますので、区域外に住所を有する個人は、構成員とすることはできません。
- ウ 構成員は、その団体の区域内に住所を有する「自然人たる個人」に限られます。ただ、法人・組合等の団体を、その地縁による団体の意思決定に参加のできない（表決権を有しない）賛助会員等とすることはかまいません。
- エ 構成員を「世帯」とすることも認められません。

オ 地縁による団体を構成員とする地縁による団体の連合体は、この要件を満たすものとはいえません。ただし、地縁による団体の連合体と称していても、個人を構成員とし、構成員全員によって総会が構成されるものであれば、要件を満たします。

カ 「その相当数の者が現に構成員となっていること」とありますが、その「相当数」とは、その区域の全住民の過半数を目安とします。

キ 「現に構成員となっていること」は、構成員の住所が記載された構成員の名簿により確認します。

(4) 規約を定めていること。

次に掲げる事項が定められていることが必要です。それ以外の事項を記載されてもかまいません。

なお、代表者、監事、総会等について地方自治法に規定されていますので、ご参照ください。

規約の名称は、特に制限はありません。「会則」「規程」「規約」等の名称であればかまいません。

ア 目的

(ア) 「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨を記載するもので、特定の活動のみを目的とするような記載は認められません。

(イ) 「目的」は地縁による団体の権利能力の範囲を明確にする程度に活動内容をできる限り具体的に定めてください。

イ 名称

地方自治法上は、何らの制約もありません。ただし、他の法令において名称独占規定がある場合は、その規定に従う必要があります。

また、既存の法人と誤認される恐れのある名称は、使用しないでください。

ウ 区域

「〇〇区〇〇町〇〇丁目全域」や「〇〇区〇〇町〇〇丁目のうち〇〇番〇〇号から〇〇番〇〇号まで、〇〇番〇〇号及び〇〇号」という表示が考えられます。

エ 主たる事務所の所在地

(ア) 「主たる事務所」とは、地縁による団体について一を限り設けられた事務所をいい、この所在地がその地縁による団体の住所となります。

(イ) 事務所は、代表者の自宅に置く、あるいは集会施設に置くこととするのが一般的ですが、団体の唯一の事務所として団体内部での連絡や会合等に最も適したところとすることが望まれます。

(ウ)定め方としては、住居表示又は地番及び家屋番号によるほか、「この会は、事務所を代表者の自宅に置く。」という方法も考えられます。

オ 構成員の資格に関する事項

(ア)区域に住所を有する個人が全て地縁による団体の構成員となり得ること及びその地縁による団体は正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを必ず定めておかなければなりません。

(イ)「構成員の資格に関する事項」として、少なくとも加入及び脱退に係る手続事項を定めてください。この場合、オ - (ア)と矛盾する規定を規約に定めることは認められません。

カ 代表者に関する事項

(ア)少なくとも代表者の選出方法、任期及び権限並びに代表者に委任する事務がある場合にはその事項を定めてください。

(イ)地縁による団体においては、団体の区域の内部における地域的共同活動を行うことが目的で、対外的取引活動を専らとするものではないこと等から、法人である地縁による団体の対外的代表機関は、代表者1人としています。

(ウ)代表者の権限、会長の権限に加える制限等は地方自治法に規定されていますので、これらの規定をご参照ください。

キ 会議に関する事項

(ア)少なくとも地縁による団体の通常総会及び臨時総会の招集方法、議決方法及び議決事項を定めてください。

(イ)通常総会及び臨時総会の招集、議決権についても、地方自治法に規定されていますので、これらの規定をご参照ください。

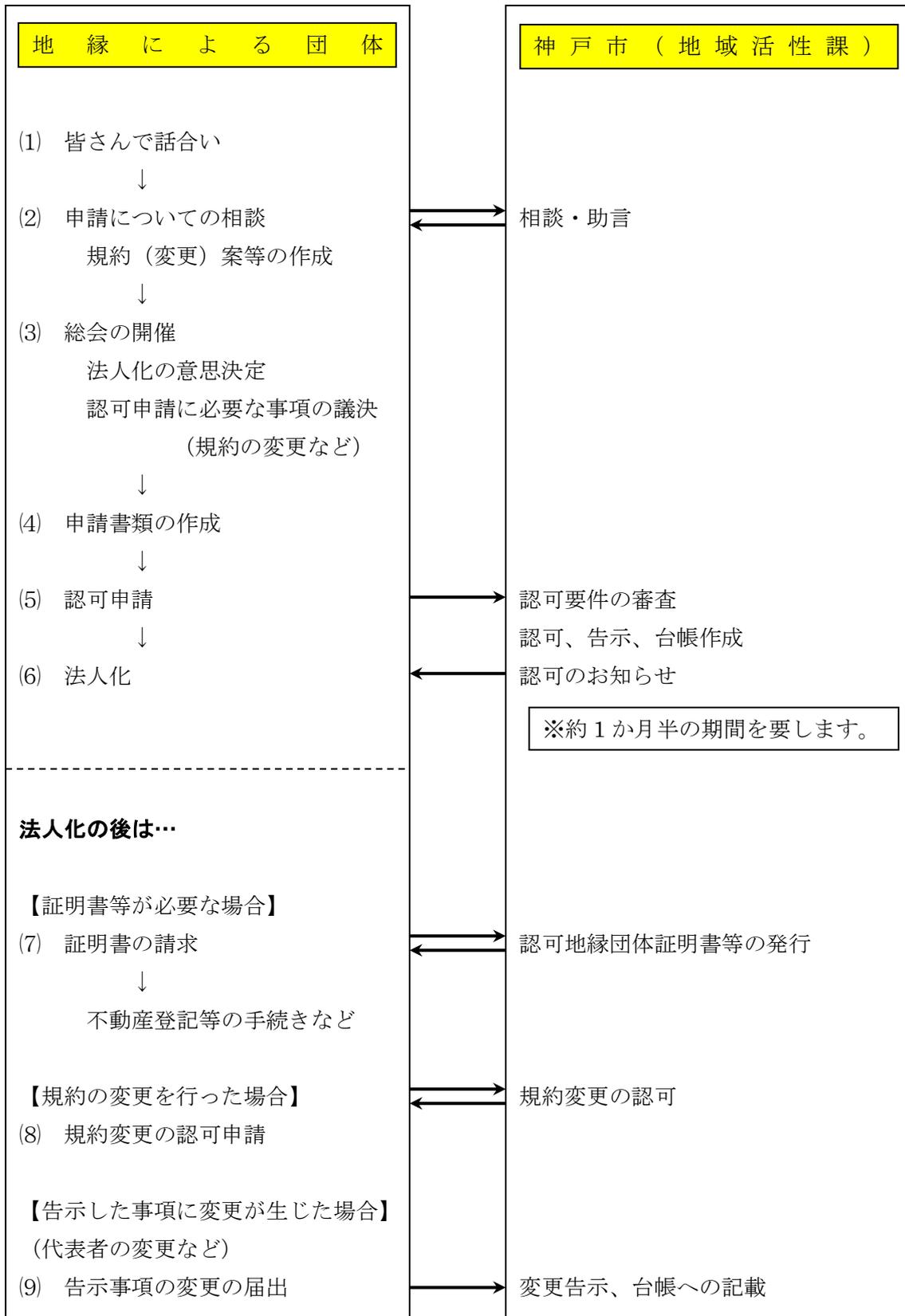
(ウ)構成員の表決権は、原則として平等ですが、規約に別段の定めを置くこともできます。

ク 資産に関する事項

(ア)少なくとも資産（積極財産をいい、負債は含みません。）の構成並びに取得、管理及び処分の方法を定めてください。

(イ)資産の構成の定め方は、保有する具体的な動産、不動産及び金融資産をすべて掲げる方法も、例えば「この会の資産は、別に定める財産目録に記載された資産をもって構成する。」とする方法も可能です。

6 認可申請手続等の流れ



7 地縁による団体での手続き

(1) 話し合いと相談

- ア 認可の申請は、あくまでその団体の自主的な判断で行います。そのために、まず、地縁による団体として市長への認可申請を行うかどうかについて、団体の中で役員さんを中心に検討してください。
- イ 申請を行うことについて、団体の中で前向きに固まりましたら、地域協働局地域活性課に相談してください。申請手続きについて説明します。
- ウ 具体的には、総会で「認可申請を行う団体の意思決定」と「認可申請に必要な事項の議決」を行っていただくことになります。

(2) 総会の開催

- ア 申請することを地縁による団体として意思決定するには、総会における決議が必要となります。役員会、理事会等での決定は認められません。総会は、現行の規約に基づいて開催してください。
- イ 規約を作っていない又は規約はあるが総会招集手続き、議決方法等が定められていない地縁による団体は、地方自治法の規定を適用して総会を開催し、決定してください。
- ウ 総会では、他に認可申請書の添付書類に関する事項を決定します。
添付書類は「8 認可申請書及び添付書類の作成」に掲げる9点です。
- エ 規約を変更する必要がある場合には、規約変更の議決を行ってください。このほか、構成員の名簿に掲載する構成員の確定を行ってください。
なお、代表者の決定時の総会の議事録が整備されていない場合には、代表者の確認をしていただく必要があります。
- オ 総会の議事録を整備する必要があります。※規約で議長及び議事録署名人の署名・押印を求めている場合はその署名・押印がある議事録の写しが必要です。

(3) 市への手続

総会で、認可申請を行うことが決定したら、認可申請書と添付書類を、地縁による団体の代表者から地域協働局地域活性課へ提出してください。郵送で送付いただくことも可能です。

送付先：〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 地域協働局地域活性課

FAX：078-322-6133 TEL：078-322-5170

8 認可申請書及び添付書類の作成

(1) 認可申請書（様式1・21 ページのとおり）

ア 事務所の所在地は、住居表示又は地番及び家屋番号で表示してください。

イ 設立年月は、不明であればおおよそでもかまいません。

(2) 添付書類（9点）

ア 規約

（ア）「5 認可の要件（4）」のとおり

（イ）別紙1（39ページ～）の「規約作成例」を参考にしてください。

（ウ）地方自治法に定められている認可地縁団体の認可の要件を満たしているか、規約に定めなければならない事項が記載されているか、適正な手続きを経て規約が総会で承認されているかを確認します。（規約で定めているその他の事項について、適否を判断するものではありません。）

イ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類（別紙2を参考にしてください）

（ア）認可を申請する旨決定した総会の議事録の写しをいいます。

※規約で議長及び議事録署名人の署名・押印を求めている場合はその署名・押印がある議事録の写しが必要です。

（イ）別紙2（47ページ～）の「議事録作成例」を参考にしてください。

ウ 構成員の名簿

（ア）構成員全員の氏名及び住所が必要です。

（イ）構成員の総数を最初に記入してください。

エ その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

（ア）活動の実績を示す書類。過去2年度分の事業報告書及び決算書並びに当年度の事業計画書及び予算書を用意してください。

オ 申請者が代表者であることを証する書類

（ア）申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しをいいます。※規約で議長及び議事録署名人の署名・押印を求めている場合はその署名・押印がある議事録の写しが必要です。

（イ）申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書（別紙3・48ページの作成例を参照）で申請者本人の署名のあるものをいいます。

カ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）を記載した書類

（ア）「裁判所による職務執行の停止」「裁判所による職務代行者の選任」は、民事保全法に基づき行われるものです。

（イ）代表者（職務代行者）及び他の役員が署名してください。

(ウ) 別紙4 (49ページ) の「職務執行の停止の有無の書類作成例」を参考にしてください。

キ 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)を記載した書類

(ア) 「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人の両方を含みます。

(イ) 代表者及び他の役員が署名してください。

(ウ) 別紙4 (49ページ) の「職務執行の停止の有無の書類作成例」を参考にしてください。

ク 区域内の人口及び世帯数を記載した書類

(ア) 概数でかまいません。

(イ) 別紙5 (50ページ) の「区域内の人口及び世帯数を記載した書類の作成例」を参考にしてください。

ケ 区域を示した図面

(ア) この図面は、区の案内地図等に赤色で区域を囲んでください。

9 市長の認可

市長は、認可の申請を行った地縁による団体が、認可要件に該当していると認められるときは、認可します。

10 認可告示

(1) 市長が認可したときは、その旨及び次に掲げる事項について、告示します(様式4・21ページのとおり)。

ア 名称

イ 規約に定める目的

ウ 区域

エ 事務所

オ 代表者の氏名及び住所

カ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)

キ 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)

ク 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

ケ 認可年月日

※ この告示は、法人登記に代わるもので公開可能情報となるものです。

(2) 市長は、告示した事項を記載した台帳(様式5・24ページ~のとおり)を、地縁による団体ごとに告示を行った日に作成します。

- (3) 認可を受けた地縁による団体（以下、「認可地縁団体」といいます。）は、この告示があるまでは、認可地縁団体となったこと及び告示された事項をもって第三者に対抗することができません。
- (4) 市長は、認可を行い、告示と台帳の作成をしたときは、その旨、文書（様式6・26ページのとおり）で通知します。
- なお、認可できないときも、その旨、文書（様式7・27ページのとおり）で通知します。

11 証明書の交付請求等

- (1) 誰でも、市長に対し、認可地縁団体について告示した事項に関する証明書の交付を、証明書交付請求書（様式8・28ページのとおり）により請求することができます。（郵便により、証明書の送付を求めることもできます。）
- ア 交付手数料は、無料です。
- イ 郵送により証明書の交付を請求する場合の必要書類
- ・ 認可地縁団体証明書交付請求書（神戸市HPよりダウンロードください。）
 - ・ 返信用に切手を貼った封筒。
- 切手は証明書2通までは94円、3通は140円が目安です。
- (2) 市長は、認可地縁団体の台帳の写しに原本と相違ない旨を記載して交付します。
- (3) 誰でも、市長に対し、認可地縁団体の台帳の閲覧を、閲覧請求書（様式9・29ページのとおり）により請求することができます。

12 規約変更の認可申請

- (1) 規約は、規約に別段の定めがあるときを除いて、総構成員の4分の3以上の同意で変更できます。
- 別段の定めとして、「3分の2以上の同意」と規定してもかまいませんが、規約変更という重要事項を少数の構成員の意思により決することのないよう、慎重な取り扱いが必要です。
- (2) 規約の変更は、市長の認可を受けてその効力が生じます。
- (3) 規約変更の認可申請は、申請書（様式10・30ページのとおり）に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びにその規約変更を総会で議決したことを証する書類（議事録の写し（※規約で議長及び議事録署名人の署名・押印を求めている場合はその署名・押印がある議事録の写しが必要です。））を添付して行ってください。
- (4) 規約変更を認可したときは、その地縁による団体に文書（様式11・31ページのとおり）でその旨通知します。認可できないときも文書（様式12・32ページのとおり）でその旨通知します。

規約変更の認可は、地方自治法に定められている認可地縁団体の認可の要件を満たしているか、規約に定めなければならない事項が記載されているか、適正な手続きを経て変更が行われているかを確認するものです。規約で定めているその他の事項について、適否を判断するものではありません。

- (5) 規約変更が告示事項（「名称」「目的」「区域」「事務所」「解散の事由」）の変更を伴う場合は、規約の変更の認可後、告示事項の変更の届出が必要です。

13 告示事項の変更の届出

- (1) 告示された事項(主たる事務所、代表者の氏名及び住所等)に変更があったときは、届出書(様式13・33ページのとおり)に告示された事項に変更があった旨を証する書類(総会議事録の写し)を添え、市長に届け出てください。
- (2) 届出があった場合は、その旨並びに告示した事項のうち変更があった事項及びその内容について、市長が告示します(様式14・34ページのとおり)。
- ※ この告示があるまでは、変更があった事項及びその内容について第三者に対抗することができません。
- (3) 市長が告示したときは、台帳の記載事項も変更します。

14 認可の取消しと解散

- (1) 取消し
- 市長は、認可地縁団体が認可要件のいずれかを欠くことになったとき又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができます。
- (2) 解散等
- ア 次の事由によって解散します。
- (ア) 規約に定める解散事由の発生
 - (イ) 破産手続開始の決定
 - (ウ) 認可の取消し
 - (エ) 規約に別段の定めがある場合を除いて、総構成員の4分の3以上の承諾のある総会の決議
 - (オ) 「相当数の者」が構成員となっていると認められなくなったとき
- イ 解散の場合は、市長にその旨を届け出てください。
- ウ 解散した場合や清算終了の場合には、告示されます。
- エ 破産宣告の請求を怠ったときや、清算時の債権申出の公告及び破産宣告請求時の公告を怠り、又は不正の公告をしたときは、過料に処されることがあります。

15 認可地縁団体の事務

(1) 不動産登記等の手続

不動産等の名義を、認可地縁団体の名義へ変更するときは、法務局等で移転登記等を行うこととなります。

移転登記等には、認可地縁団体証明書（登記手続きでは、住所証明情報及び代表者資格証明情報といいます）が必要となります。

不動産登記についての詳しい手続きについては、法務局へお問い合わせください。

(2) 財産目録の作成と備置

認可を受けるとき及び毎年初めの3か月以内（ただし、事業年度を設けるものは、その年度の終了後3か月以内）に別紙6（51ページ）の財産目録作成例を参考にした財産目録を作り、常に事務所に備え置いてください。

(3) 構成員名簿の作成と備置

構成員名簿を備え置き、構成員の変更あるごとに訂正してください。

(4) 通常総会の開催

ア 代表者は、少なくとも毎年1回、通常総会を開いてください。

イ 総会の招集は、少なくとも5日前に、その会議の目的たる事項を示し、規約に定めた方法に従って行ってください。

ウ 総会においては、規約に別段の定めあるときを除いて、あらかじめ通知をした事項についてのみ決議をすることができます。

エ 認可地縁団体の事務は、規約をもって代表者その他の役員に委任したものを除いて、すべて総会の決議によって行います。

【参考①】 総会の表決

○認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面又は代理人によって表決をすることができます。また、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることもできます。

※電磁的方法とは、具体的には、電子メールなどによる送信、Webサイト・アプリケーションを利用した表決、磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法による表決などが考えられます。

規約への定め方は、規約の作成例（39ページ～）を参考にしてください。

総会の決議による場合、総会の開催時期や決議の方法等については、法令上特段定めはありません。それぞれの団体の実情等に応じて適切に判断してください。

例えば、1回の総会の決議をもって以後継続的に電磁的方法による表決を可能とすることを決定することもできますし、毎年度総会を開催し、当該年度において電磁的方法による表決を可能とすることを決議することもできます。

【参考②】 総会を開催せずに決議可能に

○令和4年度の法改正で、認可地縁団体において要件を満たせば総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議をすることができるものとなりました。

【参考】 地方自治法（抄） 第260条の19の2

この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

② この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

③ この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

④ 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

○新設された第260条の19の2第1項も第2項も、条件を満たせば総会の開催を省略することができる規定です

○第260条の19の2第1項について

【条件】

・①総会を開催しないこと ②書面または電磁的方法（メール、WEB、アプリ等）にて決議を行うこと について、会員全員へ確認し全員の承諾があつた場合

【方法】

・決議事項についての賛否を、書面又は電磁的方法（メール、WEB、アプリ等）により決議を行う。規約に定める決議要件が適用されます。

○第260条の19の2第2項について

【条件】

・①決議事項（議案）を書面又は電磁的方法（メール、WEB、アプリ等）により、回覧し、会員全員の賛成の意思が確認できる場合。

※賛否が分かれた場合には、書面又は電磁的方法による決議はできない上、総会の開催の省略も認められません。

【方法】

・回覧などで決議事項（議案）を会員に送付し、賛成反対を確認する。

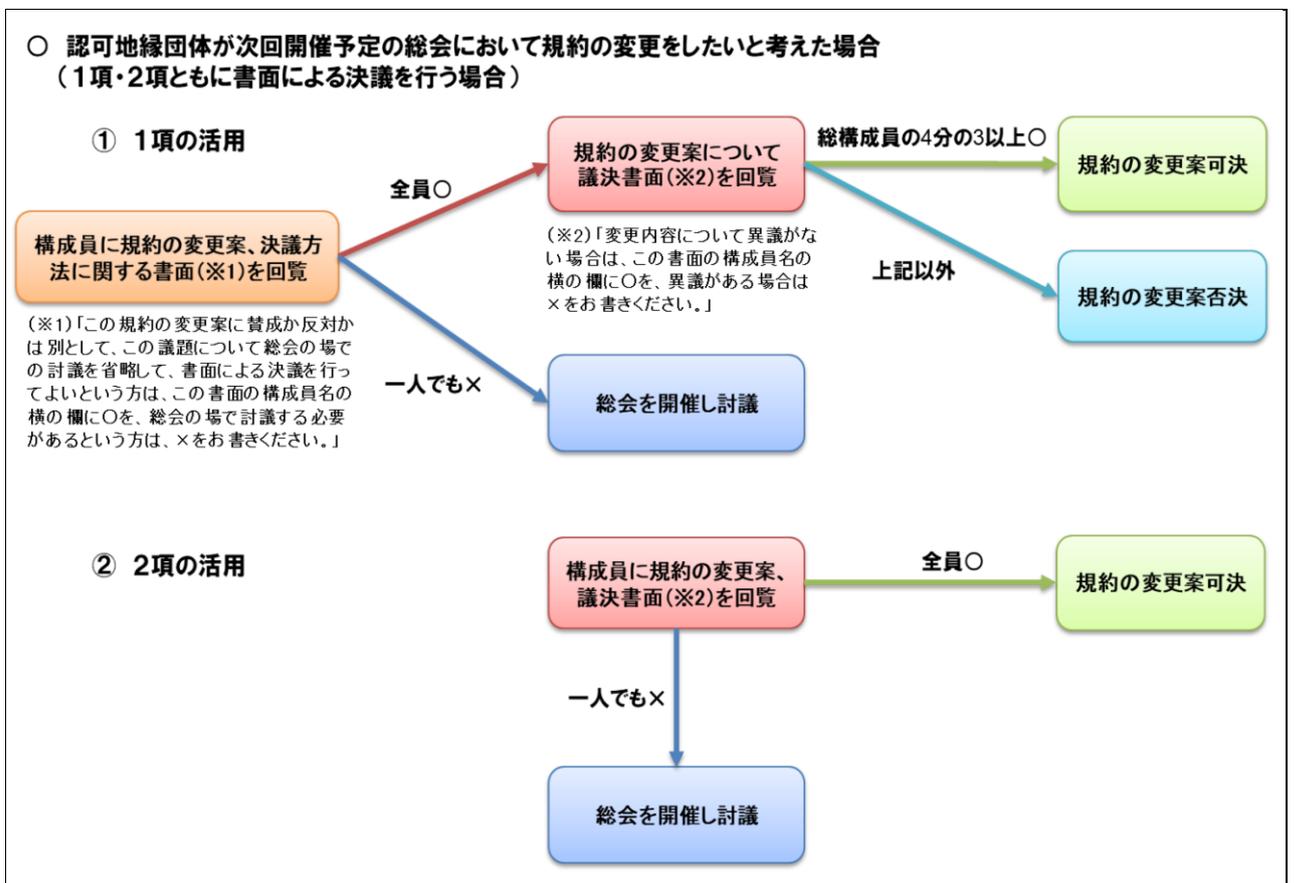
○解説

・第260条の19の2第1項の場合には計2回構成員の意思を確認する必要がある（決議方法について1回、議案について1回）のに対して、第260条の19の2第2項の場合は1回の意思の確認で足りる（議案について1回）という違いがあります。

・その代わりとして、第260条の19の2第1項の場合は、通常の決議要件が適用されるため必ずしも全員の賛成がなくとも可決することができるのに対して、第260条の19の2第2項の場合は全員の賛成がなければ可決することができないという違いがあります。

・第260条の19の2第2項は構成員の意思確認が1回で済みますが、決議要件という点においては第260条の19の2第2項の方が厳しい規定となっています。（全員の賛成が必要となるので）

以上のことについて、具体例をフロー図等にまとめていますので、御参照ください。



(5) その他

代表者その他の代理人がその職務を行うにあたり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第78条の規定を準用し、他人に加えた損害を賠償する責任があります。

16 認可地縁団体の性格

- (1) 法律上の権利義務の主体となることができ、法人格を有します。
- (2) 不動産登記簿上、団体の名義で登記ができます。
- (3) 規約の目的として書かれている活動に対して必要有益であると考えられるものであれば、不動産等を保有する以外にも権利を有し、義務を負うことができます。
- (4) 公共団体その他の行政組織の一部ではありません。

〔 ※ 認可地縁団体は、認可により権利能力を取得した後も、住民の任意により組織された団体であり、法律上でも公法人とはされていません。したがって、市町村に準じるもの、あるいは市町村組織の一部をなすものではありません。 〕

- (5) 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではなりません。

〔 ※ 認可地縁団体は、その区域の住民であれば誰でも加入できることが基本的な性格の1つですので、原則として希望する者の加入を拒むことは認められません。 〕

しかし、その者の加入によって、団体の目的及び活動が、著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することについて、社会通念上、また、その認可要件の趣旨からも客観的に妥当と認められる理由がある場合には、「正当な理由」があるとして、加入を拒むことができます。

ただし、この「正当な理由」があるとして加入を拒むことは、実際の運営においては極めて例外的な場合に限られるものと考えられます。

- (6) 民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはなりません。

〔 ※ 団体の運営のあり方は、認可の前後によって変わるものではありません。 〕

- (7) 特定の政党のために利用してはなりません。

17 認可地縁団体の代表者等の印鑑登録及び証明

(1) 認可地縁団体において、代表者等の印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」といいます。）の証明が必要な場合には、次の方法により印鑑の登録及び証明を受けることができます。

(2) 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者

認可地縁団体の次に掲げる者は、1個に限り認可地縁団体印鑑の登録を受けることができます。

ア 代表者	}	「登録資格」といいます。
イ 職務代行者		
ウ 仮代表者		
エ 特別代理人		
オ 清算人		

(3) 登録できる認可地縁団体印鑑の文字

登録できる認可地縁団体印鑑の文字は、次の組み合わせのものに限ります。

- ア 認可地縁団体の名称、登録資格及び氏名（例：〇〇自治会代表者神戸太郎）
- イ 認可地縁団体の名称及び登録資格（例：〇〇自治会代表者）
- ウ 認可地縁団体の名称及び氏名（例：〇〇自治会神戸太郎）
- エ 登録資格及び氏名（例：代表者神戸太郎）
- オ 氏名（例：神戸太郎、神戸、太郎）

(4) 登録できない認可地縁団体印鑑

次に掲げる認可地縁団体印鑑は、登録することができません。

- ア 印影の大きさが1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの又は1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの
- イ ゴム印その他印鑑の形態が変化しやすいもの
- ウ 印影を鮮明に表しにくいもの
- エ 縁のないもの
- オ 登録資格以外の資格、職業その他これらに類する事項を表しているもの
- カ 指輪の表面に刻印されたもの
- キ 印面が丸みを帯びたもの
- ク 他の者が登録を受けた認可地縁団体印鑑と同一のもの
- ケ 神戸市印鑑条例の規定により登録を受けている個人の印鑑と同一のもの
- コ その他市長が不相当と認めるもの

(5) 認可地縁団体印鑑の登録

- ア 登録申請には、代表者個人の実印（印鑑登録を区役所でしたもの）、当該印鑑の印鑑登録証明書及び登録を受けようとする認可地縁団体印鑑をご持参ください。
- イ 登録申請書は、当課に用意しています。

(6) 認可地縁団体印鑑登録の証明申請

ア 証明申請には、印鑑登録を受けた登録資格者の本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)※及び証明を受けようとする認可地縁団体印鑑をご持参ください。

※本人確認書類はコピーをさせていただく場合があります。

※本人確認書類の例

・下記のうちいずれか1点を提示

マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート(旅券)、住基カード(写真付)、特別永住者証明書、在留カード、その他官公署の発行する写真つきの証明書

・または、下記のうちいずれか2点以上を提示

健康保険被保険者証、年金手帳、年金証書、社員証、学生証、預金通帳、各種カード類、その他氏名が確認できるもの

イ 証明書交付申請書は、当課に用意しています。

ウ 証明書手数料は無料です。

(7) 認可地縁団体印鑑登録の廃止

ア 廃止申請には、登録を受けた認可地縁団体印鑑をご持参ください。

イ 廃止申請書は、当課に用意しています。

(8) 登録した認可地縁団体印鑑紛失の場合の手続き

ア 速やかに登録の廃止申請を行ってください。

イ 申請には、代表者個人の実印及び当該印鑑の印鑑登録証明書をご持参ください。

(9) その他

ア 登録の廃止申請を受理したとき、登録資格に変更があったとき、認可地縁団体が解散したときは、認可地縁団体印鑑の登録を抹消します。

イ 上記の申請は、登録を受けようとする者又は登録を受けている者が自ら手続きをしなければなりません。ただし、代理人により申請を行おうとするときは、委任の旨を証する書面が必要です。

18 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

地方自治法の一部改正 (H27. 4. 1施行)

1. 特例制度の背景

認可された地縁団体は、その団体名義での不動産の登記が行うことが可能となりましたが、登記名義人の所在が知れない場合やすでに故人となっていてその相続人の所在が不明であるために所有権移転登記手続きに必要な承諾書が用意できず名義変更手続きが滞る事例があり、これに対処するために地方自治法の一部が改正されました。

2. 改正の概要

登記名義変更は登記権利者と登記義務者の双方が共同して行うこととなつていますが、地縁団体の所有する不動産の登記名義変更に限って、登記名義人やその相続人の所在が知れない場合は、市町村長にそれらの者の承諾書に代わる書面を申請することができ、その承諾に代わる書面を登記申請書に添付することにより認可地縁団体が単独で所有権保存登記や移転登記をすることができる特例が設けられました。

3. 手続き

- (1) 認可地縁団体は、下記の4要件を満たすときにこの登記の特例に関する申請ができます。
 - ①認可地縁団体が、当該不動産を所有していること。
 - ②認可地縁団体が、当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。
 - ③当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが、認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者であること。
 - ④登記関係者（相続人を含む）の全部又は一部の所在が知れないこと。
- (2) 認可地縁団体は、市長に対して上記4要件を証する資料を添えて公告を求める申請を行います。
- (3) 市長は申請が相当と認めるときは、総務省令の定めによる3カ月以上の公告を行います。
- (4) 公告期間中に異議を述べるものがないければ、登記関係者の承諾があつたものとみなされ、市長の通知文書によって所有権保存登記や移転登記手続きを進めることができます。

4. 申請書及び添付資料

- (1) 「所有不動産の登記移転等に係る公告申請書」・・・様式15（35ページ）
- (2) 当該不動産の「登記事項証明書（全部事項）」
- (3) 「認可地縁団体証明書」
- (4) 当該不動産に関し、所有不動産の登記移転等に係る公告申請をすることについて議決した総会の議事録を添付してください。
- (5) 上記3.(1)①、②を疎明するため、申請現在と10年以上前の「事業報告書」「公共料金の支払領収書」「固定資産税課税台帳の記載事項証明」「固定資産税の納税証明書」「閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本」「旧土地台帳の写し」等の資料を添付してください。

ただし、上記資料の入手が困難な時は、その理由書と合わせて隣地の所有登記名義人や地域の実情に精通した者による証言書面、占有を証する写真等を提出してください。

(6) 上記3.(1)③を疎明するため、登記名義人が構成員であることが確認できる「認可地縁団体の構成員名簿」を添付してください。

ただし、上記資料の入手が困難な時は、その理由書と合わせて地域事情の精通者による証言書面を提出してください。

(7) 上記3.(1)④を疎明するため、下記の資料を添付してください。

(ア) 登記記録上の住所での住民票及び住民票の除票が存在しないことの証明

(イ) 登記記録上の住所宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨の証明

(ウ) 所在の判明している登記関係者がいる場合は、特例制度の申請を行うことへの同意書

5. 申請受理後

(1) 市長は、申請書を受理した後、下記の内容について3か月以上の公告を行います。

①申請を行った認可地縁団体の名称・区域・主たる事務所

②申請不動産に関する事項

③異議を述べることができる者は、登記関係者等（表題部所有者もしくは所有権の登記名義人もしくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者）であること。

④異議を述べることができる期間及び方法

(2) 公告期間中に異議が述べられなかったときは、当該不動産の所有権保存又は所有権移転の登記をすることについての登記関係者の承諾があったものとみなし、様式16(36ページ)の「公告結果(承諾)の情報提供について」により認可地縁団体に通知します。

認可地縁団体は、市長からの通知文を登記申請書に添えて、所有権保存登記・所有権移転登記の申請を行います。

(3) 公告内容に異議がある者は、様式17(37ページ)の「申請不動産の登記移転等に係る異議申出書」に下記の必要書類を添えて市長に申し出ることができます。

①申出者の氏名住所を確認するための「住民票の写し」又は「戸籍の附票の写し」

②表題部所有者又は所有権の登記名義人であるときは「登記事項証明書(全部事項)」

③表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人であるときは、「登記事項証明書(全部事項)」と「戸籍謄抄本」

④所有権を有することを疎明する者は、所有権を有することを疎明するに足りる資料

(4) 市長は、異議の申し出があったときは公告申請者に対して様式18(38ページ)の「公告結果(異議申出あり)通知書」によりその旨を通知します。以後は、認可地縁団体と異議の申出者との間で協議を行っていただくこととなります。

19 その他

- (1) 認可地縁団体に対して、市長は、一般的監督権限を持ちません。認可の前後で、市と地縁による団体との関係はもちろん、その団体の性格も変わりません。
- (2) 従前どおり法人税や消費税その他の税に関する法令の規定の適用があります。法人格取得後も法人税法等においては、公益法人等とみなされ、収益事業のみ課税されます。
- (3) 従前、地縁による団体の代表者等の名義で登記していた不動産等について、その団体の名義に移転する場合は、登記原因については、「委任の終了」となります。
課税関係については、代表者等にはもちろん譲渡所得は発生しませんし、地縁による団体も不動産を収益事業以外の地域社会の維持及び形成の目的のために取得するので譲渡所得は発生しないと考えられます。

令和 年 月 日

神戸市長宛

認可を受けようとする地縁による

団体の名称、事務所の所在地等

名称

所在地

設立年月

代表者の氏名及び住所

氏名

住所

地縁による団体の認可申請書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）を記載した書類
- 7 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）を記載した書類
- 8 区域内の人口及び世帯数を記載した書類
- 9 区域を示した図面

様式2および様式3は削除

様式 4

神戸市告示第 号

地縁による団体について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をしたので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 年 月 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 名称
- 2 規約に定める目的
- 3 区域
- 4 事務所
- 5 代表者の氏名
- 6 代表者の住所
- 7 裁判所による代表者の職務執行停止
- 8 職務代行者の選任
- 9 代理人
- 10 認可年月日

神地活第 号
令和 年 月 日

(地縁による団体の名称)

(代表者氏名)

様

神戸市長

地縁による団体の認可等のお知らせ

貴団体からありました令和 年 月 日付「地縁による団体の認可申請」につきましては、下記のとおり、認可し、告示し、台帳を作成しましたので、お知らせします。

なお、告示事項についての証明書が必要な場合は、手数料を添えて下記担当課まで御請求ください。

記

- | | | | | | |
|---|---------|----|---|---|---|
| 1 | 認可年月日 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 告示年月日 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| 3 | 台帳作成年月日 | 令和 | 年 | 月 | 日 |

担当 地域協働局地域活性課
電話 3 2 2 - 5 1 7 0

神地活第 号
令和 年 月 日

(地縁による団体の名称)

(代表者氏名)

様

神 戸 市 長

地縁による団体の不認可の通知

貴団体からありました令和 年 月 日付「地縁による団体の認可申請」につきましては、下記理由により認可できません。

記

1 不認可理由

2 教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対し異議申立てをすることができます。

令和 年 月 日

神戸市長宛

証明書交付請求者

氏名

住所

認可地縁団体証明書交付請求書

地方自治法第260条の2第12項の規定により、下記の地縁による団体に係る同条第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求します。

記

1 請求に係る地縁による団体

(1) 名称

(2) 事務所の所在地

2 通数

_____ 通

決裁	令和 年 月 日	手数料 1通300円	通 円
課長	係長 担当		
		領収書No.	

令和 年 月 日

神戸市長宛

地縁団体台帳閲覧請求者

氏名

住所

地縁団体台帳閲覧請求書

下記の地縁による団体に係る地縁団体台帳の閲覧を請求します。

記

1 請求に係る地縁による団体

(1) 名称

(2) 事務所の所在地

決裁	令和 年 月 日	手数料 1冊 300円	冊 円
課長	係長 担当		
		領収書No.	

令和 年 月 日

神戸市長宛

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏名

住所

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項の規定により規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

神地活第 号
令和 年 月 日

(地縁による団体の名称)

(代表者氏名)

様

神戸市長

規約変更認可のお知らせ

貴団体からありました令和 年 月 日付「規約変更認可申請」につきましては、令和 年 月 日付で認可しましたので、お知らせします。

なお、この件については、告示事項の変更の届出が必要ですので、速やかに別紙により届け出てください。

この届出に基づいた告示がない限り、変更事項を第三者に対抗することはできませんので御注意ください。

神地活第 号
令和 年 月 日

(地縁による団体の名称)

(代表者氏名)

様

神 戸 市 長

規約変更不認可の通知

貴団体からありました令和 年 月 日付「規約変更認可申請」につきましては、下記理由により認可できません。

記

1 不認可理由

2 教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対し異議申立てをすることができます。

令和 年 月 日

神戸市長宛

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

神戸市告示第 号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 年 月 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

(2) 事務所

(3) 代表者の氏名

(4) 代表者の住所

2 変更があった事項及びその内容

令和 年 月 日

神戸市長 宛

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 46 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第 260 条の 46 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

神地活第 号
令和 年 月 日

御中

認可地縁団体の名所及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

神戸市長 久 元 喜 造

公告結果（承諾）の情報提供について

地方自治法第 260 条の 46 第 1 項の規定により、令和 年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第 2 項の規定により公告をした結果、登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたため、同条第 3 項の規定により、貴認可地縁団体が当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなすこととなりましたので、同条第 4 項に規定する証する情報を提供します。

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(3)公告期間

2 公告の結果

1 の公告については、1 (3)の公告期間内に異議の申出はありませんでした。

令和 年 月 日

神戸市長 宛

異議を述べる者の氏名及び住所

氏 名

住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第 260 条の 46 第 2 項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

- (1) 申請を行った認可地縁団体の名称
- (2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

- (3) 公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容 (異議を述べる理由等)

(別添書類)

- 申請不動産の登記事項証明書
- 住民票の写し
- その他の市長が必要と認める書類 ()

(注) この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

神地活第 号
令和 年 月 日

御中

認可地縁団体の名所及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

神戸市長 久 元 喜 造

公告結果（異議申出あり）通知書

地方自治法第 260 条の 46 第 1 項の規定により、令和 年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第 2 項の規定により公告をした結果、登記関係者等による異議の申出がありましたことを、同条第 5 項の規定に基づき通知します。

1 公告に関する事項

- (1) 申請を行った認可地縁団体の名称
- (2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

- (3)公告期間

2 異議の内容

- (1)異議を述べた登記関係者等

氏名

住所

登記関係者等の別

- (2)異議を述べた年月日

- (3)異議を述べた理由

何年何月何日

何市(町) (村) 長あて

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の39第3項の規定により、合併の認可を受けたいので、
下記のとおり申請します。

記

- 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体
(以下「合併後の認可地縁団体」という。)に関する事項
 - ・ 合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
 - ・ 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所
 - ・ 合併により消滅する認可地縁団体の名称
名 称

(別添書類)

- 1 合併後の認可地縁団体の規約
- 2 地方自治法第260条の39第3項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 3 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 6 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

何年何月何日

何市(町) (村) 長あて

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

合併に係る債権者保護手続終了届出書

地方自治法第260条の40並びに第260条の41第1項及び第2項の規定による手続が終了したので、同条第3項の規定により、別添書類を添えて届け出ます。

(別添書類)

- ・ 地方自治法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類

規約作成例

規 約 本 文	作 成 上 の 注 意
<p>〇〇自治会規約</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この会は、快適で充実した生活が送れるよう、良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 会員相互の連絡と親睦を図ること。</p> <p>(2) 区域内の清掃、緑化推進などの環境整備を図ること。</p> <p>(3) 集会施設その他の財産の維持管理を図ること。</p> <p>(4) 福利、厚生等に関すること。</p> <p>(5) 生活改善、文化、体育等に関すること。</p> <p>(6) 防火、防犯等に関すること。</p> <p>(7) 市政への協力及び他団体との連絡調整に関すること。</p> <p>(8) その他目的達成に必要なこと。</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 この会は、〇〇自治会とする。</p> <p>(区域)</p> <p>第3条 この会の区域は、神戸市〇〇区〇〇町〇〇丁目全域及び〇〇丁目〇〇番〇〇号から〇〇番〇〇号までとする。</p> <p>(事務所の所在地)</p> <p>第4条 この会は、事務所を神戸市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号の〇〇自治会館内におく。</p> <p style="text-align: center;">第2章 会 員</p> <p>(会員)</p> <p>第5条 この会は、第3条に定める区域内に住所を有する個人が全て会員となることができる。</p>	<p>※ 地縁による団体の権利能力の範囲を明確にする程度に、活動内容をできる限り具体的に定めてください。</p> <p>※ 特に制限はありませんが、他の法律に抵触しないかご注意ください。</p> <p>※ 事務所の所在地が、その地縁による団体の住所となります。</p> <p>※ <u>区域に住所を有する個人が全て地縁による団体の構成員となり得ること及びその地縁による団体は正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを必ず定めてください。</u></p>

2 この会は、正当な理由がない限り第3条に定める区域内に住所を有する個人の加入を拒まない。

3 法人、組合等の団体は、総会で表決権を有しない賛助会員になることができる。

(入退会)

第6条 この会に入会しようとする者は入会申込書を、退会しようとする者は退会届を会長あてに提出しなければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 住所を区域外に移したとき。
- (2) 死亡したとき。

(会員の権利義務)

第7条 会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

- (1) この会の各種の事業に参加すること。
- (2) 規約に基づく役員選挙権及び被選挙権
- (3) この会の運営について、自由に意見を發表すること。

2 会員は、次の各号に掲げる義務を負う。

- (1) 会費を納入すること。
- (2) 規約に基づく諸会議に出席すること。
- (3) 規約及び規約で定められた諸会議の決定に従うこと。

3 退会した会員は、納入した会費その他の拠出金品の払戻しを受けることができない。

第3章 役員

(役員の種類)

第8条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 理事 〇名
- (4) 会計 〇名
- (5) 班長 〇名
- (6) 監事 〇名

また、加入及び脱退に係る手続事項を定めてください。ただし、加入（脱退）手続は、加入（脱退）希望者の加入（脱退）の意思が団体として確認できるものと認め、加入（脱退）に際し、いかなる意味においても制約を課するようなものとするは認められません。

※ 代表者の選出方法、任期及び権限並びに代表者に委任する事務がある場合はその事項を定めてください。

なお、代表者は、必ず1名置いてください。

<p>(役員職務)</p> <p>第9条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。</p> <p>3 理事は、会長の命をうけて会務を分担し、会員名簿その他の必要書類を作成する。</p> <p>4 会計は、毎年度末に財産目録を作成するほか、この会の資産及び会計事務を処理する。</p> <p>5 班長は、班員と役員会との連絡にあたる。</p> <p>6 監事は、別に定めるもののほか、次の職務を行う。</p> <p>(1) この会の会計及び資産の状況を監査すること。</p> <p>(2) この会の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(3) 会計及び資産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは総会に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求し、又は招集すること。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第10条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>(役員選任)</p> <p>第11条 役員は、総会において選任する。</p> <p>(役員報酬)</p> <p>第12条 役員は、無報酬とする。</p>	<p>※ 副会長による会長の事務の代行は、法律行為に及びえないので、直ちに後任の会長を選出しなければなりません。</p> <p>※ 監事は、規約又は総会の決議で1名又は数名置くことができます。その際の職務は、左記第9条第6項のとおりです。</p> <p>なお、監事は、会務の執行を監査する役職上、会長、副会長その他の役員との兼務を避ける必要があります。</p> <p>※ 役員任期は、法律上特に規定はありませんが、数か月といった短いものでは事務執行の一貫性の確保の上で問題があり、他方、あまりに長期にわたるものも種々の弊害を生ずるといえます。</p> <p>また、事務執行上支障がないよう左記第10条第3項の定めを置くことが望まれます。</p> <p>※ 役員選任は、総会において行うことが望ましいと考えられます。</p> <p>役員解任手続を定める場合には、個別に総会議決を要するものとする等の具体的手続を規約において定めることが適当です。</p>
<p>第4章 総会</p>	

<p>(種別)</p> <p>第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。</p> <p>2 通常総会は、毎年〇月に開催する。</p> <p>3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、全会員の5分の1以上より会議の目的たる事項を示して請求があったとき、又は監事から第9条第6項第4号の規定による請求若しくは同号の規定による招集があったときに開催する。</p> <p>(構成)</p> <p>第14条 総会は、全会員で構成する。</p> <p>(権限)</p> <p>第15条 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。</p> <p>(1) 事業計画、事業報告に関する事項</p> <p>(2) 予算、決算に関する事項</p> <p>(3) 資産に関する事項</p> <p>(4) 役員を選任及び解任に関する事項</p> <p>(5) 規約の変更に関する事項</p> <p>(6) その他重要事項</p> <p>(招集)</p> <p>第16条 総会は、会長が招集する。ただし、第9条第6項第4号の規定によるときは監事が招集することができる。</p> <p>2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。</p> <p>(議長)</p> <p>第17条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。</p> <p>(定足数)</p> <p>第18条 総会は、会員の過半数の出席で成立する。ただし、署名押印のある委任状又は表決書面を提出した会員は、出席者とみなす。</p> <p>2 前項の規定による表決書面に代えて、総務省令（地方自治法施行規則第22条の2）で定められた電磁的方法により表決をすることができる。</p>	<p>※ 通常総会及び臨時総会の招集方法、議決方法及び議決事項を定めてください。</p> <p>通常総会は、毎年1回以上開催しなければなりません。</p> <p>臨時総会は、総構成員の5分の1以上より会議の目的たる事項を示して請求があったときは必ず開催しなければなりません。</p> <p>※ 左記の5分の1の定数は、増減できます。</p> <p>※ 地縁による団体の事務は、規約をもって役員会等に委任したものを除いてすべて総会の議決をもって行うこととなっています。</p> <p>ただし、規約の改正、解散の決議など法律上総会の権限とされている事項並びに事業計画・事業報告及び予算・決算など地縁による団体にとって重要な事項は、総会の議決又は承認にかからしめる必要があります。</p> <p>※ 総会の招集は、少なくとも5日前にその会議の目的たる事項を示し、規約に定めた方法で行わなければなりません。</p> <p>※ 左記ただし書きは、別段の定めを置いてもかまいません。</p> <p>※ 左記のように定めることもできます。具体的には、電子メールなどによる送信、Webサイト・アプリケーションを利用した表決、磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する等です。</p>
---	---

<p>(議決)</p> <p>第19条 総会においては、第16条第2項の規定により、あらかじめ通知をした事項についてのみ決議できる。</p> <p>2 総会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 会員は、平等に表決権を有する。ただし、利害関係を有する会員は、その議事について表決権を有しない。</p> <p>(議事録等)</p> <p>第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 会員の現在数及び出席者数（委任状及び表決書面の提出者を含む。）</p> <p>(3) 議決事項及び賛成、反対等の人数</p> <p>(4) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨</p> <p>2 議事録には、出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が議長とともに署名押印しなければならない。</p> <p>第5章 役員会</p> <p>(構成)</p> <p>第21条 役員会は、役員（監事を除く。以下この章において同じ。）をもって構成する。</p> <p>(権限)</p> <p>第22条 役員会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総会に付議すべき事項</p> <p>(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項</p> <p>(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p> <p>(招集)</p> <p>第23条 役員会は、会長が必要と認めるとき、又は会員から会議の目的たる事項を示して請求があったときに会長が招集する。</p>	<p>※ 別段の定めを置いてもかまいません。</p> <p>※ 左記本文は、別段の定めを置いてもかまいません。</p> <p>※ 別段の定めを置いてもかまいません。</p> <p>※ 監事は、会務の執行を監査する職務上、具体的な会務の執行方針等を決定する役員会に参画しないこととするのが適当です。ただし、オブザーバーとして出席することはかまいません。</p> <p>オブザーバー… 発言権はあっても議決権の無い人、または傍聴人</p>
---	---

<p>(議長)</p> <p>第24条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>(定足数等)</p> <p>第25条 役員会には、第18条から第20条までの規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。</p> <p>第6章 資産及び会計</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第26条 この会の資産は、別に定める財産目録に記載された資産をもって構成する。</p> <p>(資産の取得)</p> <p>第27条 会費は、総会において定める金額を全会員より徴収する。</p> <p>2 前項に定めるもの以外の資産の取得は、総会の議決による。</p> <p>(資産の管理)</p> <p>第28条 資産は、会計が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。</p> <p>(経費の支弁)</p> <p>第29条 この会の経費は、収支予算の定めるところにより、資産を持って支弁する。</p> <p>2 会員には、役員会で定める額の弔慰金を支払うことができる。</p> <p>3 役員又は総会若しくは役員会で決定された者が会務で出張した場合は、役員会で定める額の交通費及び食費を支給することができる。</p> <p>4 役員会の決定により庶務を専任して担当する者を置いた場合には、役員会で定める額の手当を支給することができる。</p> <p>5 前3項の金額の定めは、総会の承認を得るものとする。</p> <p>(資産の処分)</p> <p>第30条 前条に定めるもののほか、資産の処分は、総会の議決による。</p>	<p>※ 資産の構成並びに取得、管理及び処分の方法を定めてください。</p> <p>資産の構成は、保有する具体的な動産、不動産及び金融資産をすべて掲げることもできます。</p> <p>※ 会費は、構成員にとっても地縁による団体にとっても重要事項ですので、規約に金額も含めて定めるか又は総会において決するものと規約で定める必要があります。</p> <p>ただし、前段の場合、金額の変更は、この規約作成例第34条の手続が必要になります。</p>
---	--

<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第31条 この会の事業計画及び収支予算は、会長が事業計画書及び収支予算書として作成し、毎事業年度（会計年度）開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に事業計画及び収支予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において議決されるまでの間は、前年度の事業計画及び収支予算を基準として会務の執行をすることができる。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第32条 この会の事業報告及び収支決算は、会長が事業報告書及び収支決算書として作成し、監事の監査を受け、毎事業年度（会計年度）終了後〇月以内に総会の承認を受けなければならない。</p> <p>(事業年度及び会計年度)</p> <p>第33条 この会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>第7章 規約の変更</p> <p>(規約の変更)</p> <p>第34条 この規約は、総会において全会員の4分の3以上の同意を得て、市長の認可を受けて変更することができる。</p> <p>第8章 雑 則</p> <p>(連合会への加入)</p> <p>第35条 この会は、広域な問題に対処するため、あるいは他の自治会との連絡を図るため、〇〇〇自治会連合会に加入する。</p> <p>(備付け帳簿及び書類)</p> <p>第36条 この会の事務所には、次の帳簿及び書類を備え置く。</p> <p>(1) 規約</p> <p>(2) 会員名簿</p>	<p>※ 事業計画・事業報告及び収支予算・決算は、地縁による団体にとって重要事項ですから、総会の議決又は承認にかからしめることが必要です。ただし、事業計画及び収支予算の議決を年度開始前に行い、事業報告及び収支決算の承認を年度終了後に行うためには通常総会を年2回行うことが必要となりますが、通常総会は、年度終了後3か月以内に1回行うのが通例です。</p> <p>したがって、年度開始前に総会を開催し、事業計画及び収支予算の議決を行わない限り、年度開始当初から通常総会において予算が議決されるまでの間は、事業計画及び収支予算がないこととなりますので、左記のように定めておくことが実務上適当です。</p> <p>※ 「規約の変更」は、市長の認可を受けなければその効力が生じません。</p> <p>※ 左記定数は「全会員の3分の2以上」と定めることもできますが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきです。</p> <p>※ 「構成員名簿」と「財産目録」は必ず作成し、事務所に備え置かなければなりません。</p>
--	--

<p>(3) 役員名簿</p> <p>(4) 認可及び登記等に関する書類</p> <p>(5) 総会及び役員会の議事録</p> <p>(6) 収支に関する帳簿及び証拠書類</p> <p>(7) 財産目録その他の資産の状況を示す書類</p> <p>(8) その他必要な帳簿及び書類</p> <p>2 前項の帳簿及び書類は、会員が目的、事由を示して閲覧を求めたときは、業務に支障のない限り、閲覧することができる。</p> <p>(解散)</p> <p>第37条 この会は、総会において全会員の4分の3以上の同意により解散する。</p> <p>(解散時の残余財産の処分)</p> <p>第38条 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、この会の目的に合致する団体に寄付するものとする。</p> <p>(施行細目の委任)</p> <p>第39条 この規約の施行に関し必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。</p>	<p>※ 残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、地縁による団体にとって重要な決定であることから、解散決議と同様に、全会員の4分の3以上の議決を経ることが望ましいと考えられます。</p> <p>※ 解散の事由を定めることもできます。</p> <p>※ 規約の変更は、市長の認可を要します。その際は、例えば「改正後の規約は、市長の認可を受けた日から施行する。」となります。</p>
---	---

議事録作成例

第〇〇回 〇〇自治会通常（臨時）総会議事録

- 1 開催日時 令和〇年〇月〇日 〇時～〇時
- 2 開催場所 〇〇自治会集会所
- 3 会員総数 〇〇人
- 4 出席者数 〇〇人（委任状提出者〇〇人を含む）
- 5 議決事項
 - (1) 第1号議案「〇〇〇〇」 賛成〇人、反対〇人 可決
 - (2) 第2号議案「〇〇〇〇」 賛成〇人、反対〇人 可決

6 議事の経過及び発言要旨

- (1) 開会
- (2) 議長選出 〇〇〇〇氏
- (3) 議事録署名人の選出 〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏
- (4) 総会成立の宣言

2名以上

議長から、今日現在の会員総数は〇〇人で、出席者は〇〇人、委任状提出者は〇〇人、合計〇〇人であり、その結果、会員の過半数の出席があったと認められたので、〇〇自治会規約第〇〇条の規定により、本総会は有効に成立したとの宣言がなされた。

(5) 議事

① 第1号議案「〇〇〇〇」について

提案説明（〇〇副会長）

（内容）

質問（〇〇氏）

回答（〇〇副会長）

議決

第1号議案について議決を求めたところ、賛成〇人、反対〇人のため可決された。

（以下、議案の数だけ続く）

(6) 閉会

この議事録は、事実と相違ないことを確認します。

令和〇年〇月〇日

議長 〇〇〇〇 印

議事録署名人 〇〇〇〇 印

議事録署名人 〇〇〇〇 印

規約で議長及び議事録署名人の署名・押印を求めている場合はその署名・押印が必要です。

地縁による団体の代表者の承諾書作成例

地縁による団体の代表者の承諾書

地縁による団体の名称

〇〇自治会

事務所の所在地が代表者住所の場合は代表者の住所を記入してください。

地縁による団体の事務所所在地

神戸市〇区〇〇町△丁目△番△号

上記の地縁による団体の代表者となることを承諾いたしました。

令和 〇 年 〇 月 〇〇 日

住 所

神戸市〇区〇〇町△丁目△番△号

氏 名 （自署の場合は押印必要）

〇〇 〇〇

新代表者の署名（自署）をお願いいたします。
または、記名（パソコン入力、ゴム印）の上押印して下さい。

**代表者の職務執行の停止の有無
及び 代理人の有無に関する書類作成例**

令和 年 月 日

神戸市長 宛

(地縁団体名)

会長 神戸太郎

副会長 六甲一郎

他の役員の署名は、
副会長以外の役員でも結構です。

代表者の職務執行の停止等の有無について

1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無 **なし (あり)**

2 裁判所による代表者の職務代行者の選任の有無 **なし (あり)**

「あり」の場合
職務代行者 氏名 □ □ □ □
住所 △△区××町○丁目○-○

3 代理人の有無 **なし (あり)**

「あり」の場合
代理人 氏名 ◎ ◎ ◎ ◎
住所 △△区◇◇町×丁目○-○

【参考】

- 1 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに裁判所による代表者の職務代行者の選任は、民事保全法に基づき行われるものです。
- 2 代理人は、地方自治法第260条の8の代理人および第260条の10の特別代理人の両方を含みます。

区域内の人口及び世帯数を記載した書類作成例

〇〇自治会の区域内の人口及び世帯数は
次のとおりです。

人口

_____人

世帯数

_____世帯

令和 年 月 日現在

《参考》財産目録の科目解説

(資産の部)

科 目		解 説
大科目	中科目	
流動資産	現金預金 未収会費 未収金 前払金 有価証券	普通預金、定期預金、郵便貯金 等 市場性があり、一時的に所有する株式、債券 等
固定資産	土地 建物 構築物 車両運搬具 什器備品 借地権 敷金 保証金 投資有価証券 減価償却引当預金 〇〇〇〇積立預金	<p>固定資産の減価償却を行っている場合は、減価償却累計額も記載しておく。</p> 国債、社債 等 固定資産の建て替え等、減価償却資産の取替のための資金として積み立てておく預金

(負債の部)

科 目		解 説
大科目	中科目	
流動負債	未払金 前受会費 前受金 短期借入金	借入期間が1年未満のもの
固定負債	長期借入金	借入期間が1年以上のもの

参 考 法 令

- 1 地方自治法（地方自治法施行令及び地方自治法施行規則を含む。）

第260条の2

1 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が自治省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- (4) 規約を定めていること。

省令第18条

地方自治法第260条の2第2項に規定する申請は、同条第1項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次の各号に掲げる書類を添え、当該地縁による団体

の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- (1) 規約
- (2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- (3) 構成員の名簿
- (4) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- (5) 申請者が代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

3 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 構成員の資格に関する事項
- (6) 代表者に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) 資産に関する事項

4 第2項第2号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。

5 市町村長は、地縁による団体が第2項各号に掲げる要件に該当していると認められるときは、第1項の認可をしなければならない。

6 第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

7 第1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

8 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

9 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

10 市町村長は、第1項の認可をしたときは、自治省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。

省令第19条

地方自治法第260条の2第10項に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

(1) 地方自治法第260条の2第1項の認可を行った場合

イ 名称

ロ 規約に定める目的

ハ 区域

ニ 事務所

ホ 代表者の氏名及び住所

ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

リ 認可年月日

(2) 解散した場合（破産による場合を除く。）

イ 名称

ロ 区域

ハ 事務所

ニ 清算人の氏名及び住所

ホ 解散事由

ヘ 解散年月日

(3) 清算終了の場合

イ 名称

ロ 区域

ハ 事務所

ニ 清算人の氏名及び住所

ホ 清算終了年月日

(4) 前2号の場合及び破産による場合を除くほか、地方自治法第260条の2第11

項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があった場合

告示した事項のうち変更があった事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

11 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があったときは、
自治省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

省令第20条

地方自治法第260条の2第11項に規定する届出は、同条第1項に規定する認可を受けた地縁による団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があった旨を

証する書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

12 何人も、市町村長に対し、自治省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便により、当該証明書の送付を求めることができる。

省令第21条

地方自治法第260条の2第12項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第19条に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があったときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

13 認可地縁団体は、第10項の告示があるまでは、認可地縁団体となったこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもって第三者に対抗することができない。

14 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

15 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、認可地縁団体に準用する。

16 認可地縁団体は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす。（以下略）

17 認可地縁団体は、消費税法（昭和63年法律第108号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第3に掲げる法人とみなす。

第260条の3

1 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

省令第22条

地方自治法第260条の3第2項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第260条の4

1 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かななければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第260条の5

認可地縁団体には、1人の代表者を置かなければならない。

第260条の6

認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

第260条の7

認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第260条の8

認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の9

認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260条の10

認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第260条の11

認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、1人又は数人の監事を置くことができる。

第260条の12

認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- (1) 財産の状況を監査すること。
- (2) 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第260条の13

認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第260条の14

- 1 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 総構成員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の5分の1の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第260条の15

認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

第260条の16

認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う。

第260条の17

認可地縁団体の総会においては、第260条の15の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第260条の18

1 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

2 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって総務省令で定めるものをいう。第260条の19の2において同じ。）により表決をすることができる。

4 前3項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

省令第22条の2

地方自治法第260条の18第3項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 1 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 - 2 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

第260条の19

認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第260条の19の2

- 1 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

2 この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。

3 この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

4 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

第260条の20

認可地縁団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 規約で定めた解散事由の発生
- (2) 破産手続開始の決定
- (3) 第260条の2第14項の規定による同条第1項の認可の取消し
- (4) 総会の決議
- (5) 構成員が欠けたこと
- (6) 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

第260条の21

認可地縁団体は、総構成員の4分の3以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第260条の22

1 認可地縁団体がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第260条の23

解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第260条の24

認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第260条の25

前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第260条の26

重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第260条の27

1 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現務の終了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第260条の28

1 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、2月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3 認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、格別にその申出の催告をしなければならない。

4 第1項の公告は、官報に掲載してする。

第260条の29

前条第1項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第260条の30

1 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第260条の31

1 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

3 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第260条の32

1 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権でいつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第260条の33

認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第260条の34

認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- (1) 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- (2) 解散及び清算の監督に関する事件
- (3) 清算人に関する事件

第260条の35

認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第260条の36

裁判所は、第260条の25の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

第260条の37

1 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前2条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第260条の38

認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

第260条の39

1 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

2 前項の決議は、総構成員の4分の3以上の多数をもってしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第260条の2第2項及び第5項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

第260条の40

1 認可地縁団体は、前条第3項の認可があったときは、その認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 認可地縁団体は、前条第3項の認可があったときは、その認可の通知のあった日から2週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、2月を下ることができない。

第260条の41

1 債権者が前条第2項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

3 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前2項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第260条の42

合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

第260条の43

合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体が行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

第260条の44

1 市町村長は、第260条の42第3項の規定による届出があったときは、当該届出に係る合併について第260条の39第3項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

2 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

3 合併により設立した団体は、第1項の規定による告示の日において認可地縁団体となったものとみなす。

4 第1項の規定により告示した事項は、第260条の2第10項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。

5 第260条の4第1項の規定は、第1項の規定による告示があった場合について準用する。

第260条の45

1 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第260条の39第3項の認可を取り消すことができる。

- (1) 第260条の39第3項の認可をした日から6月を経過しても第260条の41第3項の規定による届出がないとき。
- (2) 認可地縁団体が不正な手段により第260条の39第3項の認可を受けたとき。

2 前条第1項の規定による告示後に前項（第2号に係る部分に限る。）の規定により第260条の39第3項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。

3 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有 に属する。

4 前2項に規定する場合には、各認可地縁団体の第2項の債務の負担部分及び前項の財産の 共有持分は、各認可地縁団体の協議によって定める。

第260条の46

1 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者(不動産登記法(平成16年法律第123号)

第2条第10号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。)又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの(当該認可地縁団体によって、10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有されているものに限る。)について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人(以下この条において「登記関係者」という。)の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足る資料を添付しなければならない。

- (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。

- (3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。
- (4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

省令第22条の2の2

地方自治法第260条の38第1項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- (1) 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産(以下「申請不動産」という。)の登記事項証明書
- (2) 申請不動産に関し、地方自治法第260条の38第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- (3) 申請者が代表者であることを証する書類
- (4) 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

2 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、

総務省

令で定めるところにより、当該申請を行った認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権

の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者(次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。)は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、3月を下ってはならない。

省令第22条の3

地方自治法第260条の38第2項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 地方自治法第260条の38第1項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

- (2) 前条第2項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項
- (3) 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べる
ことができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名
義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する
者(以下「登記関係者等」という。)である旨
- 2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及
びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の
市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。
- 3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

3 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかったとき
は、第1項 に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて
当該公告に係る登記関係者の承諾があったものとみなす。

4 市町村長は、前項の規定により第1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転
の登記をす ることについて登記関係者の承諾があったものとみなされた場合には、
総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第2項の規定による公告をした
こと及び登記関係者等が同項の期間 内に異議を述べなかったことを証する情報を
第1項の規定により申請を行った認可地縁団体に提供するものとする。

省令第22条の4

地方自治法第260条の38第4項に規定する証する情報の提供は、前条第1項第2号
に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うもの
とする。

- 2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

5 第2項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、
市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第1項の規定
により申請を行った認可地縁団体に通知するものとする。

省令第22条の5

地方自治法第260条の38第5項に規定する通知は、第22条の3第2項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

第260条の47

1 不動産登記法第74条第1項の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報(同法第18条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。)と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第1項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

2 不動産登記法第60条の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第1項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

第260条の48

次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法(平成23年法律第51号)により、50万円以下の過料に処する。

- (1) 第260条の22第2項又は第260条の30第1項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。
- (2) 第260条の28第1項又は第260条の30第1項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- (3) 第260条の40第1項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- (4) 第260条の40第2項又は第260条の41第2項の規定に違反して、合併をしたとき。

省令様式

申請書様式（第18条関係）

届出書様式（第20条関係）

台帳様式（第21条関係）

申請書様式（第22条、同条の2、同条の3、同条の4、同の5関係）

} 略

○神戸市認可地縁団体印鑑条例

(趣旨)

第1条 この条例は、町又は字の区域その他本市の一定の区域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けたもの(以下「認可地縁団体」という。)の代表者等に係る印鑑の登録及び証明について必要な事項を定めるものとする。

(登録資格)

第2条 認可地縁団体の次に掲げる者(以下「代表者等」という。)は、1個に限り当該認可地縁団体の代表者等に係る印鑑(以下「認可地縁団体印鑑」という。)の登録を受けることができる。

- (1) 代表者
- (2) 職務代行者(裁判所の仮処分命令により選任された代表者の職務を代行する者をいう。)
- (3) 地方自治法第260条の9に規定する仮代表者
- (4) 地方自治法第260条の10に規定する特別代理人
- (5) 地方自治法第260条の24に規定する清算人

(登録申請)

第3条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者は、当該印鑑を添えて市長に自ら申請しなければならない。

2 前項の申請は、神戸市印鑑条例(昭和47年10月条例第52号)第6条の規定により登録された申請者の印鑑(以下「個人印鑑」という。)を押印した認可地縁団体印鑑登録申請書に個人印鑑の印鑑登録証明書を添えて行わなければならない。

(登録申請の不受理)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請に係る認可地縁団体印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請を受理しない。

- (1) 印影の大きさが1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの又は1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの
- (2) ゴム印その他印鑑の形態が変化しやすいもの
- (3) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (4) 縁のないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

(印鑑の登録)

第5条 市長は、第3条第1項の規定による申請を受理したときは、認可地縁団体印鑑登録原票に次に掲げる事項を記載して、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の印影を登録するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 認可地縁団体の名称
- (4) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (5) 認可地縁団体の認可年月日
- (6) 登録を受けた者の第2条各号に掲げる資格の種別(以下「登録資格」という。)
- (7) 登録を受けた者の氏名
- (8) 登録を受けた者の生年月日
- (9) 登録を受けた者の住所
- (10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(認可地縁団体印鑑登録原票の記載事項の変更)

第6条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票に記載された事項について、地方自治法第260条の2第11項の規定による届出があったときは、職権により当該認可地縁団体印鑑登録原票を修正することができる。ただし、第8条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(登録廃止の申請)

第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該印鑑の登録の廃止を受けようとするときは、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書に当該印鑑を押印して、市長に自ら申請しなければならない。

2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該印鑑を亡失したときは、個人印鑑及び個人印鑑の印鑑登録証明書を添えて、直ちに市長に当該印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。

(認可地縁団体印鑑の登録の抹消)

第8条 市長は、前条第1項若しくは第2項の規定による申請があったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

- (1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の登録資格に変更が生じたとき。
- (2) 地方自治法第260条の20の規定により認可地縁団体が解散したとき。
- (3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により当該認可地縁団体印鑑として適当でないと認められるに至ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める場合に該当するとき。

(認可地縁団体印鑑の登録の証明の申請)

第9条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者が、認可地縁団体印鑑の登録の証明を受けようとするときは、当該印鑑を押印した認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書により、市長に自ら申請しなければならない。

(証明申請の不受理)

第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による申請を受理しない。

(1) 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書の認可地縁団体印鑑の印影が不鮮明なとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める場合に該当するとき。

(認可地縁団体印鑑の登録の証明)

第 11 条 認可地縁団体印鑑の登録の証明は、認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている認可地縁団体印鑑の印影の写しについて行う。

(関係人に対する質問及び調査)

第 12 条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する事務に従事する職員に、認可地縁団体印鑑の登録又は証明の確実性を確保するため必要な範囲内において、関係人に対し質問をさせ、又は必要な事項について調査させることができる。

(閲覧の制限)

第 13 条 認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する書類は、閲覧に供しない。

(代理人による申請)

第 14 条 認可地縁団体の代表者は第 3 条第 1 項、第 7 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 9 条の規定による申請について、地方自治法第 260 条の 8 の規定により、委任の旨を証する書面を添えて代理人により行うことができる。

(行政手続条例の適用除外)

第 15 条 この条例の規定による処分については、神戸市行政手続条例(平成 8 年 3 月条例第 48 号)第 2 章及び第 3 章の規定は、適用しない。

(施行細目の委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 5 年 1 月 29 日規則第 73 号により平成 5 年 2 月 1 日から施行)

附 則(平成 8 年 3 月 13 日条例第 48 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 8 年 6 月 20 日規則第 35 号により平成 8 年 7 月 1 日から施行)

附 則(平成 20 年 11 月 10 日条例第 19 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の神戸市認可地縁団体印鑑条例第 2 条第 3 号から第 5 号までに掲げる者の申請により登録されている認可地縁団体印鑑の印影は、この条例による改正後の神戸市認可地縁団体印鑑条例第 2 条第 3 号から第 5 号までに掲げる者の申請により登録された認可地縁団体印鑑の印影とみなす。

認可地縁団体・団地管理組合法人 比較表

	認可地縁団体	団地管理組合法人
根拠法令	地方自治法(第 260 条の 2)	建物の区分所有等に関する法律
法人格	あり (不動産登記は法人名義)	あり (不動産登記は法人名義)
対象要件	<p>地縁による団体で次の要件を満たすこと</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っているとして認められる (2年以上の実績) 2. 区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められている 3. 区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができ、その相当数の者 (目安は過半数) が現に構成員となっている 4. 規約を定めている 	<ul style="list-style-type: none"> ・一団地内に数棟の建物があつて、その団地内の土地又は附属施設※1 がそれらの建物の所有者※2 の共有に属する場合 ・活動目的：団地内の土地、附属施設、専有部分のある建物の管理 <p>※1:これらに関する権利を含む ※2:専有部分のある建物にあつては、区分所有者</p>
構成員加入	<p>その区域に住所を有する<u>個人</u>は加入が可能</p> <p>加入は<u>任意</u></p> <p>(法人・組合等の団体は構成員になれないが、賛助会員は可)</p>	<p>団地建物所有者<u>全員</u></p> <p>加入は<u>義務</u></p>
申請決議	<p>全会員を対象とする総会の決議</p> <p>(「会員の過半数の出席で過半数の賛成」が一般的)</p>	<p>団地建物所有者及び議決権の各 3 / 4 以上の賛成決議</p>
申請先 (提出書類は裏面)	<p>「認可申請」→神戸市地域協働局 地域活性課 (電話 322-5170)</p> <p>(認可後、市町村における告示、台帳作成)</p>	<p>「法人設立登記」：法務局 →神戸地方法務局 法人登記部門 (電話 392-1821)</p>
費用	<p>認可申請：無料</p>	<p>登記申請 (登録免許税)：無料 (非課税)</p>
おもな留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも毎年 1 回、通常総会の開催義務 ・構成員の権利は平等 (総会の構成は全会員＝代議制は不可) ・代表者等、告示事項に変更がある場合に届出義務あり ・規約変更は認可申請が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称に「団地管理組合法人」を付ける ・地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミュニティ形成業務もできる ・少なくとも毎年 1 回、集会招集の義務 ・議決権は、規約に別段の定めがない限り、その有する土地等の持分の割合による ・代表者に変更ある場合 (代表者の重任を含む)、2 週間以内に変更登記が必要※ ・理事、監事が欠けた場合、規約で定めた員数が欠けた場合、2 週間以内に選任が必要※ (上記※を怠ったとき 20 万円以下の過料)

	認可地縁団体	団地管理組合法人
固定資産税 (神戸市の場合)	減免 行財政局税務部固定資産税課へ減免申請 (電話番号：078-647-9400)	減免 区まちづくり課へ自治会登録※、行財政局税務部固定資産税課へ減免申請（電話番号：078-647-9400） (※団地管理組合法人も自治会登録可)
法人化 提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・認可申請書 ・添付書類 1. 規約 2. 認可申請することについて総会で議決したことを証する書類（議事録） 3. 構成員名簿 4. 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（現年度の事業計画書・予算書、前年・前々年度の事業報告書・決算書） 5. 申請者が代表者であることを証する書類（選任時の総会議事録写し、承諾書） 6. 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無を記載した書類 7. 代理人の有無を記載した書類 8. 区域内の人口及び世帯数を記載した書類 9. 区域を示した図面 	<ul style="list-style-type: none"> ・団地管理組合法人設立登記申請書 ・添付書類 1. 法人となる旨、名称・事務所を定めた集会の議事録 2. 目的・業務を証する書面 3. 代表権を有する者の資格を証する書面 4. 共同代表の定めを証する書面 5. 印鑑届 6. 代表者の印鑑 7. 代表者の印鑑証明書 (8. 委任状) <p>※詳しくは神戸地方法務局 法人登記部門 (電話 392-1821) へお問合せ下さい</p>